

岡崎幸田小児救急医療対策部会開催要領

(目的)

第1 この要領は、岡崎幸田救急医療対策協議会開催要領第5に基づき、小児救急医療対策部会の開催等について定めるものである。

(協議事項)

第2 小児救急医療対策部会は、前項の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 圏域の小児救急医療に関するデータを収集し、分析すること。
- (2) 圏域の小児救急医療対策を協議すること。
- (3) その他必要な事項

(構成員)

第3 小児救急医療対策部会は、愛知県西尾保健所長が次の中から小児救急医療対策の協議に適した者を招集して開催する。

- (1) 小児科医師代表
- (2) 乳幼児保護者代表
- (3) 救急医療機関
- (4) 消防機関
- (5) 保健所
- (6) その他、事務局が適当と認める者

2 小児救急医療対策部会の部会長は、出席者の中から互選により選出する。

(事務局)

第4 小児救急医療対策部会の事務局は、愛知県西尾保健所・岡崎市・幸田町が務め、そのうち庶務に関することは愛知県西尾保健所が務める。

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか、小児救急医療対策部会の運営に関し必要な事項は、愛知県西尾保健所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年10月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月17日から施行する。